

森林整備保全事業標準歩掛の制定について

平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号
林野庁長官より各森林管理局（分局）長及び各都道府県知事あて
〔最終改正〕令和 5 年 3 月 24 日付け 4 林整計第 839 号

このことについて、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の標準歩掛及びその留意事項を別紙のとおり定めたので、平成 11 年 4 月 1 日以降の発注に係る設計積算の参考とされたい。

なお、「治山事業設計標準歩掛について」（昭和 59 年 3 月 15 日付け 59 林野治第 527 号林野庁長官通知）「民有林林道事業設計書作成要領について」（昭和 43 年 5 月 20 日付け 43 林野道第 149 号林野庁長官通知）は廃止する。

別紙

森林整備保全事業標準歩掛の留意事項

- 1 この歩掛は、森林整備保全事業で行われる工事に広く使用される工法について、施工に関する実態調査等を行い、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種ごとに設定したものである。
- 2 この歩掛は、工事の予定価格を算出するための基礎資料とするものであり、実際の施工における工法や使用機械を規定するものではない。
- 3 この歩掛は、標準状態の歩掛を示したものであり、気象その他の現場条件によって、20%の範囲内で増減することができる。
- 4 この歩掛により難しい場合、又はこの歩掛に掲げられていないものについては、他の類似の事業の歩掛等を勘案し、その根拠を明らかにして適正な歩掛を用いることができる。
- 5 建設機械等の機種選定に当たっては、現場実態に即した機種を選定し、選定した機種の作業量等に応じて積算すること。
- 6 この歩掛において対象としている土量は、地山の土量（盛土は締固め後の土量）として示している。
- 7 地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの往復に相当の時間を要する場合は、その時間に対応して歩掛を補正することができる。なお、通勤の起点は、地域の実情に応じて設定することができる。
- 8 山間部など現場条件によって、労働時間の開始地点となる労働者の集散場所から施工現場（実際に作業を行う場所）まで相当の時間を要することで継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合は、時間的制約状況の程度に対応した補正をすることができる。
- 9 治山関係事業のうち工事等の実施箇所が次の(1)の各号のいずれかひとつに該当し、かつ、次の(2)の各号のいずれにも該当しない工事等は、山林砂防工を適用する

ものとする（以下、当該条件を「山林砂防工の適用条件」という。）。

このため、治山関係事業において「第1編 共通工」及び「第2編 治山」に定める「山林砂防工」の標記がある歩掛等を山林砂防工の適用条件に該当しない工事等に適用する場合は、「山林砂防工」を「普通作業員」に替えて適用するものとする。

また、治山関係事業において「第3編 林道」に定める歩掛等を山林砂防工の適用条件に該当する工事等に適用する場合は、標記している「普通作業員」を「山林砂防工」に替えて適用するものとする。

(1) 山林砂防工を適用する箇所

- ① 勾配がおおむね30%以上の箇所
- ② 運搬距離がおおむね100m以上のケーブルクレーンを架設する箇所
- ③ コンクリート現場練りの箇所
- ④ 山泊を要する箇所
- ⑤ ①～④に準ずる箇所

(2) 山林砂防工を適用しない工事等

- ① 林道工事と同種と見なされる工事
- ② 造林作業と同種と見なされる作業
- ③ ①及び②に準ずる工事等

10 (参考歩掛)と記載されている工種は、調査事例が少ない等の理由により、引き続き事例収集に努め、検討を進めるべき歩掛として整理したものである。